

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇会という。

(区域)

第2条 この会は、杉並区〇〇丁目〇〇番～〇〇丁目〇〇番に住所を有する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を杉並区〇〇丁目〇〇番におく。

第2章 目的

(目的)

第4条 この会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、親睦を図り、福祉を増進し、生活環境の整備や防災などに努め、行政との協議・協力を進めつつ住み良い良好な地域社会づくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦に関する事。
- 2 会員相互の福祉の増進に関する事。
- 3 会員相互及び会内外の諸団体との連絡調整に関する事。
- 4 行政の情報の活用及び行政との連絡調整に関する事。
- 5 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- 6 所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関する事。
- 7 その他会の目的を達成するために必要な事。

第3章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

- 2 前項に該当しない個人又は団体は、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

- 2 この会の区域に入居した個人又は団体に対しては、この会は、これらの者にこの会趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

- 3 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 死亡又は解散したとき。
- (3) 会費を○年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(抛出金の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 ○名 (又は「若干名」)
- 3 書記 ○名
- 4 会計 ○名
- 5 監事 ○名

(役員を選任)

第12条 役員を選任は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

4 会計は、この会の会計事務を処理する。

5 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第14条 この会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、会の最高議決機関であり、1世帯1名の会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く第11条の役員をもって構成する。

(機能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。

- (3) 規約の制定改廃に関する事。
- (4) 役員を選任及び解任に関する事。
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関する事。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決のうえ執行し、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の〇分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員現在数の〇分の1以上から会議目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(召集)

第21条 総会及び役員会は会長が召集する。

2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に役員会を召集しなければならない。

4 総会及び役員会を召集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の〇日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会において総会員、役員会においては役員現在数の〇分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、会長として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したもの

とみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議又は役員会の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は役員の名 (書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 会費
- 2 寄附金品
- 3 事業に伴う収入
- 4 資産から生ずる収入
- 5 その他の収入
- 6 別表に掲げる資産

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この会の事業計画及び収支予算は、事業開始年度前に総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において委任状を除く出席者の4分の3以上の同意を得、かつ、杉並区長の認可を受けなければ変更することができない。 (※下線部分は認可地縁団体の場合のみ)

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この会の総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意

を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第35条 この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(個人情報取り扱い)

第36条 この会における個人情報の取り扱いに関しては、別紙「〇〇会個人情報取扱基準」に定める

(細則)

第37条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、 年 月 日から施行する。

(旧規約の廃止)

2 町会規約は、廃止する。

(経過措置)

3 この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、 年 月 日までとする。

4 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。